

## 見積競争公告

次のとおり見積競争に付します。

令和3年5月17日

全国健康保険協会大分支部

支部長 中村 光政

### 1. 調達内容

- |            |                            |
|------------|----------------------------|
| (1) 調達件名   | 産業廃棄物（廃プラスチック類）の収集運搬及び処分業務 |
| (2) 仕様等    | 仕様書による                     |
| (3) 契約期間   | 契約締結日から令和4年3月31日           |
| (4) 見積競争方法 | 見積競争は総価で行う。                |

ただし、契約にあたっては見積書に記載されている単価（収集運搬1回あたり・処分費1kgあたり・産業廃棄物管理票調達費1部あたり）により単価契約を行うものとする。

見積書は所定の様式とし、廃棄にかかる各経費（収集運搬費・処分費・産業廃棄物管理票調達費）の単価、予定数量を乗じて得た額及び合計金額を記載すること。また、見積金額には人件費等、当該業務遂行に係る一切の諸経費を含めること。

見積書を提出期限内に提出し、最低価格をもって見積書を提出した者を契約相手方とする。但し、見積書の合計額が協会の予算を超える場合は、この限りではない。

なお、見積書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、見積者は消費税等に係る課税事業所であるか免税事業所であるかを問わず、税抜金額を見積書に記載すること。

### 2. 参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和1・2・3年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供等」において九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 全国健康保険協会との契約において、契約不履行等の実績がないこと。
- (4) プライバシーマーク、ISO/IEC27001:2005又はJISQ27001:2006のうち、いずれかの認証を取得している事業者、又は全国健康保険協会大分支部がそれらと同等と判断できる個人情報保護の取扱規定等が社内規則や就業規則等にあり、それを証明する書類を提出できる者であること。
- (5) 中間処理（破碎）の際に、他の産業廃棄物と隔離した上で処理することが可能であること。
- (6) 産業廃棄物の積み込み場所、荷下ろし場所および処分施設のある場所について管轄する都道府県知事の許可を受け、廃プラスチック類の収集運搬及び廃プラスチック類の処分が事業範囲に含まれており、リサイクル（ケミカルリサイクル、サーマルリサイクルなど）が可能な事業者であること。
- (7) 中間処理施設が大分市内にあり、かつ処分施設等が大分県内にあること。
- (8) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (9) 経営の状態又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

3. 仕様書の配布及び見積書の提出場所等

〒870-8570 大分県大分市金池南 1-5-1 J : COMホルトホール大分 (MNCタウン2階)  
全国健康保険協会大分支部 企画総務グループ  
電話 097-573-6641

4. 見積書提出期限

日時 令和3年6月7日(月) 17:00

5. 見積書と同時に提出が必要な書類

- ・ 厚生労働省競争参加資格の取得を証明する参加資格結果通知書(写)
- ・ プライバシーマーク、ISO/IEC27001:2005又はJISQ27001:2006のうち、いずれかの認証取得を証明する書類(写)、又は個人情報保護の取扱規定等の社内規則や就業規則等に関する書類(写)
- ・ 都道府県知事等が交付した産業廃棄物収集運搬業許可証の写し  
※ 廃棄物の積み込み場所(大分市)と荷下ろし場所のそれぞれでの廃プラスチック類の収集運搬が事業範囲に含まれているもの。
- ・ 都道府県知事等が交付した産業廃棄物処分業許可証の写し  
※ 廃棄物の処理施設の所在地での廃プラスチック類の処分が事業範囲に含まれているもの。

6. 見積書の提出方法等

- (1) 見積書は所定の様式とし、運搬や処分に関する各単価、予定数量を乗じて得た額及び合計額、事業所名・代表者名等必要事項を記載すること。なお、記載漏れ、押印漏れ又は判読不能のものは無効とする。
- (2) 見積書には、消費税等を含まない金額を記載すること。
- (3) 提出後の見積書の差替え、変更又は取消しをすることはできない。
- (4) 見積書及び「5. 見積書と同時に提出が必要な書類」は、郵送もしくは持参による方法で提出すること。(電話、FAX等その他の方法による提出は認めない。)

7. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 手続きにおける交渉の有無 無
- (5) 見積結果については、別途参加者に電話連絡する。
- (6) 詳細は、別紙仕様書による。